

## 令和4年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和5年3月13日(月)午後2時00分～午後3時10分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	梶田 佳孝 委員長 中込 光一 委員 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、道路整備課、協働推進課、学校給食課、環境施設課
傍聴者	なし

開会 梶田委員長の進行で開会する。

### 議題1 入札・契約手続の運用状況報告

#### 発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和4年10月3日から令和4年12月1日までに入札公告が行われた案件及び令和3年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

**委員**：指名停止業者は1者のみか。

**事務局**：そのとおりである。指名停止の理由は、労働基準監督署に出すべき書類の提出が遅れたことによる法令違反となっている。

**委員長**：契約金額1000万円以上の物品・委託案件について、今回は令和3年度が抽出対象だが、令和4年度の案件については、また来年度のこの時期に審議することとなるのか。

**事務局**：そのとおりである。

**委員長**：落札率は例年と同程度か。

**事務局**：そのとおりである。

**委員長**：一般競争入札発注基準については、変えることはあるのか。

**事務局**：毎年、実際の発注見通しに基づいて検証を行い、必要があれば変更している。

---

### 議題2 抽出案件の審議

**委員長**：それでは今回の抽出をされた柴田委員から抽出理由を説明願います。

**委員**：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

---

(1) 橋りょう長寿命化補修工事(平塚大橋)

抽出理由：高額案件であるため。

**委員長**：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

**委員**：工事の金額は案件によって様々だが、1案件をどのように切り分けて発注しているのか。

**事務局**：平塚市橋りょう長寿命化修繕計画というものがあり、この中で直すべき橋が定められている。小さな橋であれば、数橋まとめて発注することも可能だが、優先順位を考慮しつつ、平準的に予算をとりながら工事をするために、たくさんの本数を工事する年もあれば、予算をかけて大きな橋を工事する年もある。今回は、比較的大きな工事をやらなければいけない時期にきていたため、発注したという経緯である。

**委員**：一つの橋について、1件の工事として発注するのか、それとも一つの橋を部分的に分けて発注することはあるのか。

**事務局**：橋については、川に掛かるものが多いが、渇水期に集中して工事をする必要があるため、施工時期が限られている。そのため、期間を長くとることができない。大きな橋の場合は、箇所を限定し部分的に発注することもあるし、小さな橋の場合は箇所を分けずに発注することもある。分けてできるもの、できないものを考慮しながら発注しているところである。

**委員**：今回はまとめて発注しているのか。

**事務局**：今回は比較的規模の大きい工事であったが、平塚大橋自体がとても大きな橋であるため、複数回に分け、数年かけて直していくものである。平塚大橋の橋りょう長寿命化計画自体が数年に渡っており、今回は分割して行う工事の1回目となっている。

**委員**：土木一式で単価が公表されているはずだが、入札額がずれている業者がある。これは年によって単価が変わっていることが影響しているのか。

**事務局**：今年は特に資材関係の単価が大きく変わっているので、影響している可能性もある。

**委員**：入札結果表で「辞退」とあるのは、くじ引きで外れてしまったということか。

**事務局**：業者が入札をせずに、辞退を選択している。

**委員**：ドローンを使って、橋の点検などをすることはあるのか。

**事務局**：検討はしているが、まだ新技術の導入はしていない。

(2) ひらつか市民活動センター運営事業

抽出理由：行政提案型協働事業から、協働パートナーとしての随意契約までの経緯について確認するため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【協働推進課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：契約期間は1年間だが、この事業自体の期限は決まっているのか。

**事務局**：ひらつか市民活動センターが継続している間は、事業は続くことになる。当面の間は、現在の団体との随意契約を継続する予定である。

**委員**：この事業の終着点は市民活動センターが完全に民営化されることなのか、それとも、この事業は終わりなく続いていくのか。

**事務局**：現在、委託という形をとっているが、実態は協働事業に近いものとなっており、行政とNPO法人が協働でセンターを運営する形になっている。内容を検証し、1年ごとに委託料等を精査しながら、当面の間は、1年ごとの随意契約を続けていくことを考えている。

**委員**：協働事業から始まり、ノウハウを蓄積した業者と随意契約をするのは合理的だが、どこかのタイミングで他の業者が参入できる可能性がないか検討する必要があるのではないかと。

**事務局**：市民活動団体やNPO法人を支援する中間支援組織は、本市においては湘南NPOサポートセンターのみとなっている。行政との協働運営に近い形を継続しながら、湘南NPOサポートセンターにもスキルアップを図ってもらいたいと考えている。

**委員**：実際この事業を任せられるのは湘南NPOサポートセンターのみであり、湘南NPOサポートセンターがスキルアップすることにより、別のNPO団体や市民活動団体が育成されていけば、別の業者にお願いする可能性も出てくるということか。

**事務局**：そのとおりである。

**委員**：資料に「事業の提案を募集し、審査会で選考された事業を実施する」とあるが、この審査会とはどのようなものか。

**事務局**：「平塚市協働事業審査会」という7名の委員で構成されている市の附属機関である。内訳としては、当課所管の附属機関である「市民活動推進委員会」から3名、専門的知識を有する方1名、企画政策部長、総務部長、市民部長の7名で構成されている。

**委員**：事業提案書の中に「平塚市市民活動推進委員会等で民営化に向けての議論が行われていたが、実現するに至らなかった」とあるが、この委員会の方々も構成員になっているということか。

**事務局**：「平塚市市民活動推進委員会」そのものは9名で構成されており、その中から「平塚市協働事業審査会」に3名が選出されているという形になっている。

**委員**：事業提案を募集した際は、2団体から提案があり、審査の結果、湘南NPOサポートセンタ

ーが選ばれたということか。

**事務局**：そのとおりである。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

(3) 粗大ごみ破碎処理場 定期機器修繕消耗部品

抽出理由：入札不調による最低価格入札者との随意契約までの経緯の確認のため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【環境施設課から案件の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：この案件は入札が不調となったわけではなく、部品を購入できるのはこの業者しかいなかったため、随意契約したということか。

**事務局**：本案件は、このメーカーとしか契約できないということで、入札形式で1者から見積もりをとり、市の予定価格の範囲内であれば、契約するというやり方をしている。この場合、業者の見積額が予定価格を超えてしまっていると不調となるが、今回は3回目の見積書の提出で予定価格の範囲内に収まったため、契約に至ったという経緯である。

**委員**：見積もりを3回とっているが、この回数は何かに定められているのか。

**事務局**：見積もりをとる回数の定めはない。

**委員**：部品の単価は何かと比較しているのか。

**事務局**：例えば建築資材のようなものは共通の単価があるが、今回は特殊なプラントに係る部品であるため、メーカーによって規格も価格も様々である。比較すべき単価が難しいところである。

**委員**：購入先はメーカーと決まっているのだから、予算をとる時点で単価がわかるのではないか。

**事務局**：予算をとる際にはメーカーから予め見積書を取っているが、具体的な予定価格の算定に当たっては一般的な資材の値引き率等も参考に、庁内の専門部署に意見を聞きながら金額を導きだし、それをもとに確定している。

**委員**：設備を設置する際に業者から提出された見積もりを元に部品単価や数量、加工賃を計算し、予定価格を作るといったやり方をしていないということか。

**事務局**：設備を設置する際に具体的な個々の部品の金額まで把握はしておらず、したがってそのようなやり方はしていない。

**委員**：他の業者からも見積もりをとっているのか。

**事務局**：メーカーによって設備が異なるため、とっていない。

委員：不調に終わったらどうなるのか。

事務局：止めることのできない施設であるため、定期修繕はやらざるを得ない。業者と協議するしかない。しかし、最終的に不調となれば、定期修繕の内容の変更も含め、あらためて調整することとなる。

委員：入札が不調になった場合は、不落随契をする場合、最低価格入札者から見積もりを取ることになると思うが、その部分については、入札であっても1者随契であってもプロセスは同じということか。

事務局：そのとおりである。

委員：想定以外の場所が壊れた場合はどうするのか。

事務局：定期修繕とは別に緊急的な修繕のための予算を設けているので、その中で対応することとなる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

#### (4) 勝原小学校・松延小学校給食調理場調理等業務委託

抽出理由：2回の指名競争入札の不調について確認するため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【学校給食課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：今回指名競争入札が不調になってしまった理由はあるのか。

事務局：業者の入札額が予定価格を上回っているため、業者が利益が出ると判断した額と本市の設計金額に乖離があったということだが、詳細は業者に聞かないとわからないところである。

委員：これまでも入札が不調になったことはあるのか。

事務局：学校給食調理を委託にかけたのは、平成26年からであり、共同調理場から始めている。その後、単独校も徐々に委託になっているという経緯だが、不調になったのは今回が初めてである。

委員：当時、コロナの影響で給食がなくなるかもしれないといった話が出ていた頃ではないか。そのことが不調に関係しているのではないか。

事務局：給食が中止になったことは令和3年度もあったが、発注者都合であるため、契約金額は減らしていない。

委員：最低価格業者の入札額と予定価格の差がいくら以上であれば不落随契できるといった決まりはあるのか。

事務局：決まりはない。

委員：今後も不調になる可能性があるのではないか。

事務局：予算を作る際に、あらかじめ業者から参考見積をとり、担当課で比較検討し、予算を決定し

ているところである。

**委員**：ほとんど人件費か。

**事務局**：人件費によるところが大きいですが、作業着などの消耗品も含まれている。

**委員**：今後の不調を回避するために、指名業者を増やすといったことはできないか。

**事務局**：全く実績のない業者を指名することはできない。平塚市及び近隣市で学校給食の実績がある業者を選定しているため、今以上に指名業者数を増やすことは難しい。  
長期継続契約であるため、業者にとっては、落札決定すれば3年間は仕事が確保されるというメリットはある。また、今回2校まとめて発注したのも、人員面での応援体制が確保できたり、責任者も2校で一人といったような配置ができ、コストカットができると思ったためである。

**委員**：今後また人件費が値上がりするが、そのあたりの対応は考えているのか。

**事務局**：今のところ、業者からそのような申し出はないが、申し出があった際は、対応を考える。

**委員**：他の小学校も2校まとめた形の契約になっているのか。

**事務局**：残り2校はそれぞれ契約しているが、将来的には、さらに別の1校の契約期間を揃えて、3校まとめて契約する形を考えている。

**委員**：場所が近いところであればまとめて契約することで、コスト削減につながるということか。

**事務局**：そのとおりである。人員のやり取りができることや責任者が1人で足りるといったメリットがあると思う。

---

### 議題3 その他

**委員長**：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

**委員長**：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

**契約検査課長**：ご意見ありがとうございました。

以上  
(午後3時10分閉会)